省　令

○総務省令第九十七号

地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）第二条第七項の規定に基づき、地方公務員災害補償法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年十二月二十五日

総務大臣　山本　早苗

地方公務員災害補償法施行規則の一部を改正する省令

地方公務員災害補償法施行規則（昭和四十二年自治省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第五章に次の一条を加える。

（平成二十六年四月以降の分として支給される補償等に係る平均給与額の特例）

第五十一条　平成二十五年度において新たに、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成二十四年法律第二号）に基づく国家公務員の給与の減額の措置を踏まえた職員の給与の減額（以下この条において「給与減額支給措置」という。）を行つた地方公共団体等の職員に対して平成二十六年四月以降の分として支給される補償及び福祉事業に係る平均給与額であつて、当該給与減額支給措置により減ぜられた給与を基に計算するものについては、当該給与減額支給措置がないものとして法第二条第四項から第六項までの規定又は規則第三条第一項から第四項まで若しくは第六項の規定を適用して計算する。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の地方公務員災害補償法施行規則第五十一条の規定は、平成二十六年四月一日から適用する。